

複合機による複写サービス等に関する契約書
(長期継続契約)

複合機による複写サービス等に関する契約書

(長期継続契約)

沖縄県公営企業管理者 企業局長 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは下記の条項により複合機による複写サービス等に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービス等を提供するに際し、複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品等（用紙及びステイプル針を除く。以下同じ。）を円滑に供給すること及び甲がこれに対して複写サービス等料金を支払うことを目的とする。

(複合機の機種及び設置場所)

第2条 複合機の機種及び設置場所は別紙1のとおりとし、乙は、甲が指定する日までに複合機を搬入、据え付け、調整、移設及び搬出等を完了しなければならない。

2 複合機の搬入、据え付け、調整、移設及び搬出等に要する一切の費用及び複合機のネットワーク接続及び設定等に要する一切の費用は乙の負担とする。

(契約期間等)

第3条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、契約期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、設置は令和6年5月1日とし、サービスの提供期間及び複写サービス等料金の支払いは令和6年5月1日から令和9年3月31日までとする。

2 令和6年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲は契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金 円

※契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、執行予定数量に単価を積算した額で契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を沖縄県 企業局に納付するものとする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(複写サービス等料金)

第6条 複写サービス等料金は、白黒複写等の片面1枚につき 円、カラー複写等の片面1枚につき 円にそれぞれの枚数を乗じた額の合計に消費税及び地方消費税分を加算し

た額とする。なお、複写サービス等料金は、この契約書及び仕様書に基づく複写サービスの提供に要する一切の費用を含むものとする。

(複写サービス等料金の請求)

第7条 乙は、原則として毎月末日に、甲の指定する者の確認を受けて、複写サービス等利用枚数を算出し、翌月に複写サービス等料金(消費税及び地方消費税を含む)を甲に請求するものとする。なお、乙による自動検針等が可能な複合機については、前述の甲の指定する者からの報告を免除することができる。

2 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

3 複写サービス等料金の算出に当たり、白黒複写等にあつては月の総利用枚数の2%を、カラー複写等にあつては月の総利用枚数の2%を、乙の責に帰すべき原因による不良の複写とみなし、それぞれの総利用枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

(複写サービス等料金の支払い)

第8条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に複写サービス等料金を支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき理由により複写サービス等料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(複合機の保守等)

第9条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように、2ヶ月に1回以上、点検と調整を行うものとする。

2 複合機が故障した場合、甲の請求により、乙は直ちに技術員を派遣し修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙は、前2項の規定により点検、調整又は修理(以下「保守等」という。)を行ったときは、その結果を乙が定める様式等により甲に報告しなければならない。なお、保守等の作業にあたる技術員は、複写サービス提供機器のメーカーの者、又はその機器のメーカー研修を終了した者とする。

4 乙は、甲の承認を得たうえで、乙の指定する者(以下「丙」という。)に複合機の保守等を行わせることができる。この場合、前3項の規定は、丙が行う保守等について準用する。

5 乙は、前項に基づき丙が行う複合機の保守等について、丙に必要な指導及び監督を行わなければならない。

6 乙が自動検針等を行う場合は、甲が別に指定する複合機の設定等に従い通信時のセキュリティを確保しなければならない。また、通信障害等によりセキュリティの確保ができない恐れが生じた場合には、障害原因の切り分けを行うものとする。

7 保守等は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

8 保守等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(複合機等の品質保証)

第10条 乙は、複合機の品質が低下し、甲の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに複合機の交換を行うものとする。これに要する費用はすべて乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

第11条 乙は、乙及び丙の点検及び甲の通知等により、正常な品質を保証するために消耗品等の取り替えが必要と認めるときは、速やかに当該消耗品等を取り替えるものとする。また、予備消耗品等の不足を知ったときは当該消耗品等を供給するものとする。これらに要する費用はすべて乙の負担とする。

2 前項の消耗品等に用紙及びステイプル針は含まないものとする。

(複合機及び消耗品の所有権)

第12条 複合機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

2 甲は、複合機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(保険)

第13条 乙は、乙の負担で複合機に動産総合保険を付保するものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

(6) この契約は地方自治法第234条の3に定める長期継続契約であり、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除します。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

- 3 乙は、前条第1項の各号の一に該当するときは、甲が契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、見積もる金額の10分の1に相当する額を甲に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第4号のうち審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（機密の保持）

第16条 乙又は丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 乙又は丙は、甲に複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うものとする。

- 3 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する複合機について、当該複合機内のHDD等の残存データを消去するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙4（個人情報取扱特記事項）を守らなければならない。

（契約の解除）

第18条 甲又は乙は、相手方が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が提供する複写サービス等について、第1条に掲げる目的を履行する見込が無いと認めるときは、契約を解除することができる。

- 3 契約期間内において、組織機構の統廃合等の事由により甲が個別に複合機等の撤去を求めた場合は、当該複合機に係る契約の一部は解除されるものとする。

- 4 前3項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

- 5 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせず、この契約を解除することができる。

（1） 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(複合機及び消耗品等の撤去)

第19条 第3条、第14条又は前条の規定により、この契約が終了又は解除された場合は、該当する複合機及び消耗品を速やかに撤去しなければならない。これに要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県公営企業管理者
企業局長

印

乙

印